

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、 運用等の促進に関する条例の 改正について(素案)【概要】

1.趣旨

- 仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例(以下「太陽光条例」令和5年10月施行)では、発電出力20kW以上の地上設置型太陽光発電施設を対象に、設置規制区域を定めるとともに、事業者に対し施設の適正な維持管理、廃止に至るまでの様々な義務を定めている。
- 条例施行から2年以上が経過し、この間、森林の大規模伐採が懸念される太陽光発電関連施設の事業構想の浮上や、太陽光発電施設の火災事故の発生などにより、本条例における設置規制区域の在り方や、事業者の住民に対する説明責任、施設の適正な維持管理や廃棄に係る実効性確保などの課題が生じたところ。
- これらの課題に対応し、市内の太陽光発電施設の更なる適正化を図るため、本条例を改正することとし、このたび、改正素案がまとまったことから、パブリックコメント及び説明会を行う。

2.改正に向けた基本的な考え方

方向性

- 法令との整合を考慮しながら更なる手続きの厳格化を行い、自然環境等に著しい影響を及ぼす太陽光発電事業を抑止する。
- 法令遵守や地域共生に向けて事業者には指導等を重ね、改善が見込めない場合は設置を認めない。

具体の対応(方針)

1. 設置規制の強化・環境アセスとの整合

- 水道水源保全区域及び森林地域を設置規制区域に追加し、原則設置禁止としたうえで、市長から許可を受けた場合は例外として事業実施を認める。
- 事業区域内に含まれる森林地域の面積1ha又は森林地域における発電出力400 kW以上の施設を設置する事業者(「特定事業者」と定義することを想定)に対する環境影響評価の実施及び事業の見直しを含む立地計画案の作成を求める。

2. 地域共生に向けた事業者責任の明確化

- 施設の安全性の確保等に係る措置を事業者を求める。
- 事業実施に係る苦情・被害対応等を事業者の責務とする。
- 事業者の資力等について、住民に対する説明を求める。

3. 維持管理・廃棄対策・事故対応の強化

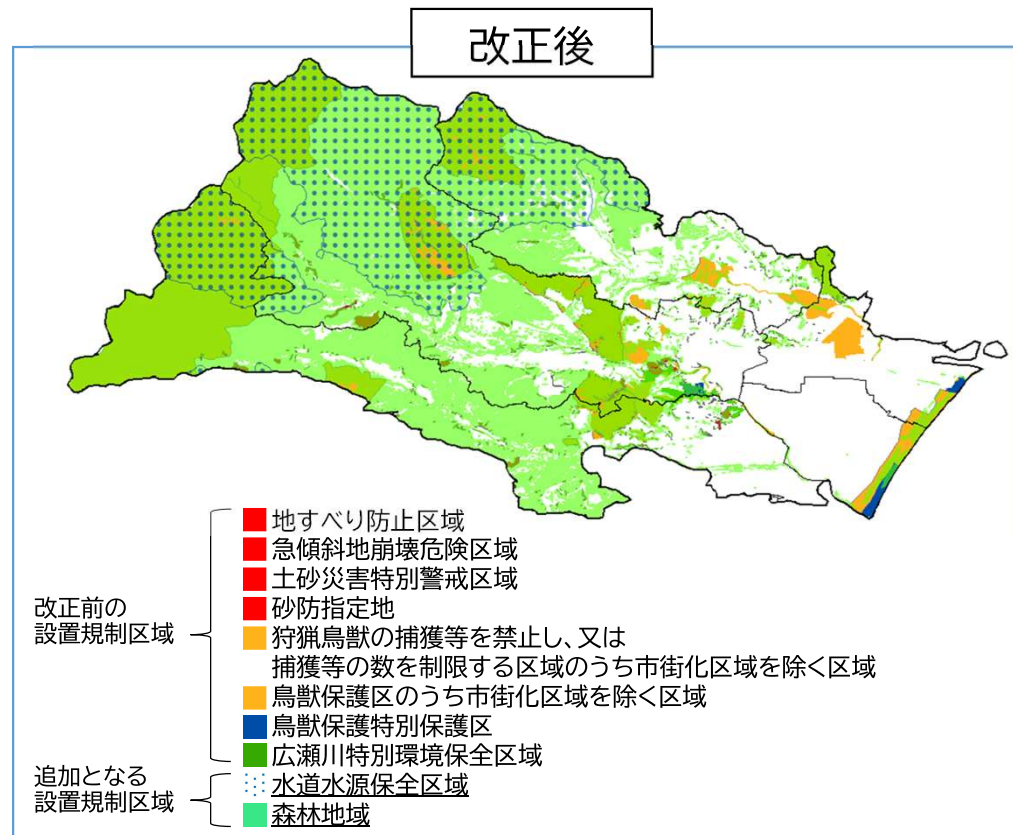
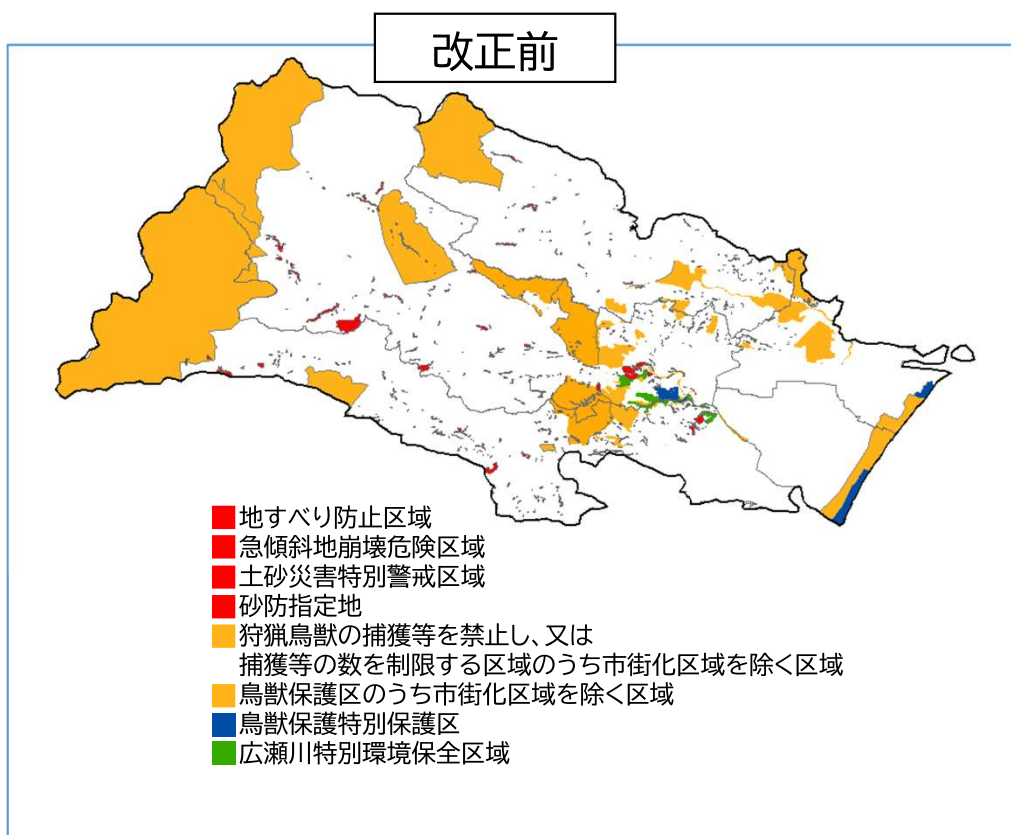
- 廃棄等費用の確保及び保険加入を事業者にとともに、その状況等の定期報告や事故等発生時の報告を求める。
- NON-FIT事業者※に対し、廃棄等費用に充てる保証金の預入等を求める。

※再エネ特措法に基づく事業認定(FIT/FIP)を受けていない事業者

3.改正素案(概要)

1-(1) 設置規制区域 【見直し】

- 設置規制区域内への設置は原則禁止とする。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りではない。
- 水道水源保全区域及び森林地域を設置規制区域に追加(「届出制」から「許可制」に変更)。
- 水道水源保全区域及び森林地域の追加により、市内の約7割が設置規制区域に該当。



3.改正素案(概要)

1-(2) 許可基準 【見直し】

すべての設置規制区域について、環境保全等への配慮や地域住民の理解促進に向けて事業者が講ずるべき措置に係る許可基準を新たに定めるほか、設置規制区域の追加に伴い水道水源保全区域及び森林地域に係る基準を定め、厳正に審査。

改正前

すべての規制区域に共通した許可基準⇒なし

各規制区域ごとの許可基準

- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 砂防指定地
- 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域
- 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
- 鳥獣保護特別保護区
- 広瀬川特別環境保全区域

改正後

すべての規制区域に共通した許可基準⇒新設

各規制区域ごとの許可基準

- 地すべり防止区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 砂防指定地
 - 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域
 - 鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域
 - 鳥獣保護特別保護区
 - 広瀬川特別環境保全区域
 - 水道水源保全区域
 - 森林地域
- 追加

※追加する許可基準の詳細は次ページ参照。

3.改正素案(概要)

1-(2) 許可基準 【見直し】

追加する許可基準

【すべての設置規制区域】

- 環境保全、景観保全、防災及び地域住民等の生活環境保全に配慮した措置を講じていること
- 地域住民等の理解を得られるよう必要な措置を講じていること

【水道水源保全区域】

- 太陽光発電施設の損壊等による著しい水源汚染の発生を防止するための必要な措置を講じていること

【森林地域】

- やむを得ず事業区域内の森林を伐採する場合は、必要最小限度の範囲であること
- 土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止するための必要な措置を講じていること
- 水害を防止するための必要な措置を講じていること
- 水の確保に著しい支障を与えることを防止するための必要な措置を講じていること
- 環境の著しい悪化を防止するための必要な措置を講じていること

3.改正素案(概要)

1-(3) 特定事業者の環境影響評価 【新設】

○特定事業者※は、太陽光発電施設の立地・施設配置に係る計画策定の段階において、環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を検討しなければならない。

※事業区域内に含まれる森林地域の面積1ha以上又は森林地域における発電出力400kW以上の太陽光発電を行う事業者

○特定事業者は、事業区域内に含まれる森林の面積を1ha未満かつ森林地域における発電出力400kW未満とする計画を含む立地計画案を策定し、市長に提出しなければならない。

2-(1) 施設の安全性の確保等に係る事業者の責務 【見直し】

事業者は、環境保全、景観保全、防災、生活環境保全等に配慮した措置を講ずる(努力義務⇒義務)とともに、太陽光発電施設の安全性の確保等に係る必要な措置※を講ずるよう努めなければならない(なし⇒努力義務)。

※太陽光パネルの品質・安全性の確保や人権配慮に関するガイドライン等を遵守すること

2-(2) 苦情、被害及び紛争等が生じた場合の事業者の責任 【新設】

事業者は、太陽光発電事業の実施に係る苦情、被害及び紛争等が生じたときは、自らの責任と負担において、以下の措置を講じなければならない。措置の実施状況は、市に報告をしなければならない。

- 太陽光発電施設の設置等に関する苦情を迅速かつ適切に処理するための措置
- 太陽光発電施設の設置等に伴って生じた被害を迅速かつ適切に処理するための措置
- 太陽光発電施設の設置等に係る紛争が生じた場合について、迅速かつ適正に解決するための措置
- その他必要と認める措置

3.改正素案(概要)

2-(3) 事業者の資力等に係る説明責任 【見直し】

- 事業者は、地域住民等に対し次に掲げる内容について説明しなければならない。
- 事業者は、事業承継等により変更が生じた場合にも同様に説明しなければならない。
- 説明項目に係る資料については、許可申請又は届出時の添付書類として市に提出。

地域住民等への説明内容

- 適切な事業計画を策定していること
- 必要な資力を有していること
- 事業を遂行する能力を有していること
- 暴力団等との関係がないこと
- 関係法令等の手続きを適正に行うこと
- その他必要と認めるもの

追加

説明項目に係る資料例(申請時の提出資料)

- 設置許可申請書(撤去計画を含む)
- 施設の位置図、区域図、配置図、構造図
- 現況写真
- 排水計画に係る平面図
- 維持管理等計画書
- 法人の登記事項証明書
- 関係法令手続状況
- 資金計画書
- 財務諸表又は確定申告書
- 事業経歴書
- 事業実施体制図
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- その他必要と認めるもの

← 追加

追加

3.改正素案(概要)

3-(1) 定期報告 【新設】

事業者は、毎年度、次に掲げる書類を添付し、定期報告書を提出しなければならない。

- 点検等に係る報告書の写し
- 撤去費用の確保状況を示す書類
- 保険の加入状況を示す書類
- その他必要と認める書類

3-(2) 廃棄等費用の確保 【見直し】

事業者は、廃棄等費用を、事業を終了するまでの間、計画的に積み立てる等の方法により確保しなければならない。
(努力義務⇒義務)

3-(3) NON-FIT事業者※1の保証金制度 【新設】

FIT廃棄費用積立制度※2の対象外である新規NON-FIT事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金(保証金)を金融機関に預入しなければならない。

※1:再エネ特措法に基づく事業認定(FIT/FIP)を受けていない事業者

※2:再エネ特措法に基づく事業認定を受けている事業の廃棄等費用を、売電収入から源泉徴収的に第三者機関に積み立てる仕組み

保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

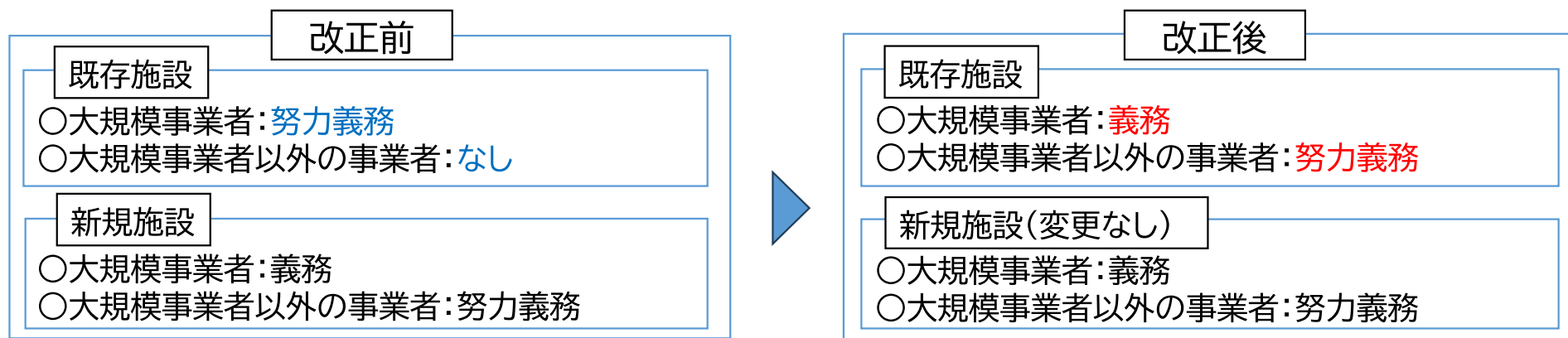
- 事業に係る資本費(太陽光発電施設の設置に係る工事費の総額をいう。)の100分の5に相当する額
- 事業に係る廃棄等費用の見積額

3.改正素案(概要)

3-(4) 保険の加入 【見直し】

既存施設の事業者※についても、新規施設と同等の保険(損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険)に加入する必要がある。

※既存施設の事業者…この条例の施行の日(令和5年10月1日)より前に設置の工事に着手した太陽光発電施設の事業者



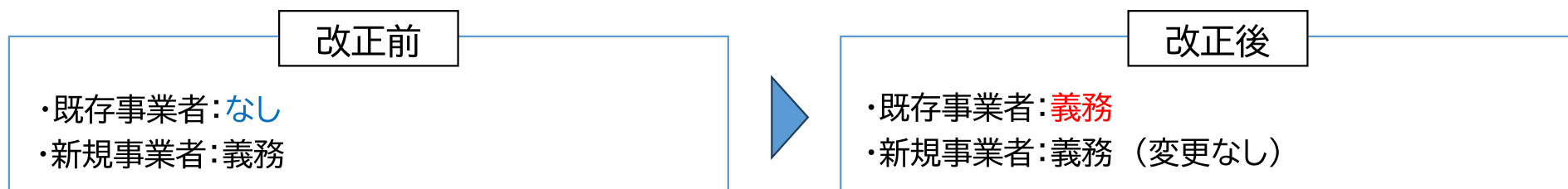
※大規模事業者…発電出力1,000kW以上の事業者

※大規模事業者以外の事業者…発電出力1,000kW未満の事業者

3.改正素案(概要)

3-(5) 事故報告 【見直し】

既存施設の事業者についても、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。



4.今後の予定

市内の太陽光発電事業の更なる適正化に向けて、可能な限り迅速に制度改正を行うため、令和8年第2回定例会(令和8年6月)に条例改正案を提出し、一定の周知期間を経て、令和8年10月の施行を予定。